月島地区　チェックリスト（別紙）

（２）容積率の最高限度

※容積率の緩和を適用する場合記入し届出に添付してください

※次ページ以降、適用しない項目のページは提出不要です

|  |
| --- |
| 緩和項目の確認 |
| 道路Ａ、道路Ｂ－１、道路Ｂ－２又は道路Ｃを前面道路とする敷地 |
| □ | ①　生活関連施設の整備による緩和（Ｐ２記入） |
| □ | ②－１　ホテル等の整備による緩和（ホテル関連施設の整備）（Ｐ３記入）（商業地区のみ対象） |
| □ | ②－２　ホテル等の整備による緩和（生活関連施設の整備）（Ｐ４記入）（商業地区のみ対象） |
| □ | ③　住戸数が２戸以下の住宅又は共同住宅の整備による緩和（Ｐ５記入）　　（道路Ｃを前面道路とする敷地を除く） |
| □ | ④　住宅等の整備による緩和（Ｐ６記入）　　（道路Ｃを前面道路とする敷地のみ対象） |
| □ | ⑤　公共的屋内・屋外空間の整備による緩和（Ｐ７記入） |
| ・道路Ａ、道路Ｂ－１、道路Ｂ－２及び道路Ｃを除く１項道路又は３項道路を前面道路とする敷地・通路にのみ接する敷地の建築物で、工区区分型一団地認定を受けた敷地 |
| □ | ⑥　住宅等の整備による緩和（Ｐ８記入） |
| 確　認 |
| □ | 建築基準法第52条第14項の規定により特定行政庁の許可（容積率の特例）を受けた建築物 | 緩和項目の備考にその数値を記入してください。 |

①　生活関連施設の整備による緩和

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 基準容積率＋（ア＋イ）※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 | a |  | ％ |
| 確　認 |
| □商業地区の区域内において建築物の一部にホテル等：無 |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

　　　□①-1　生活利便施設の整備による緩和

|  |
| --- |
| 計　画 |
| 生活利便施設の種類 |  |
| 生活利便施設の用途に供する部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 生活利便施設の用途に供する部分の容積率 | ア |  | ％ |
| 住宅又は共同住宅の用途に供する部分の床面積 |  | ㎡ |  |
| 確　認 |
| □（計画容積率－基準容積率－イ）×敷地面積／100％＜　住宅又は共同住宅の用途に供する部分の床面積 |

□①-2　公益施設の整備による緩和

|  |
| --- |
| 計　画 |
| 公益施設の種類 |  |
| 公益施設の用途に供する部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 公益施設の用途に供する部分の容積率 | イ |  | ％ |

|  |
| --- |
| 備　考 |
|  |

　　　　※①及び③のいずれにも該当する場合又は①及び④のいずれにも該当する場合は、それぞれいずれか大きい方の数値を採用してください。

②－１　ホテル等の整備による緩和（ホテル関連施設の整備）

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 基準容積率×1.2 | b |  | ％ |
| 確　認 |
| 敷地内の住居地区の有無 | □無□有（備考欄に計算式を記入） |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| ホテル等に供する部分の容積率対象面積 |  | ㎡ | 建築物の容積率対象面積の１／２ |  | ㎡ |
| ホテル関連施設の種類 |  |
| ホテル関連施設の部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | ホテル関連施設の部分の容積率 |  | ％ |
| 確　認 |
| □ホテル等に供する部分の容積率対象面積が建築物の容積率対象面積の１／２以上 |
| □ホテル等の一宿泊室の床面積（㎡）（定員１人：９以上、定員２人：13以上、定員３人以上： 5.5（定員－１）＋９以上） |
| □ホテル関連施設の容積率対象面積が容積率５／10以上で、かつ、宿泊室の床面積の合計以下 |
| 備　考 |
|  |

②－２　ホテル等の整備による緩和（生活関連施設の整備）

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 基準容積率＋ウ※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 | c |  | ％ |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| ホテル等に供する部分の容積率対象面積 |  | ㎡ | 建築物の容積率対象面積の１／２ |  | ㎡ |
| 生活関連施設の種類 |  |
| 生活関連施設の部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 生活関連施設の部分の容積率 | ウ |  | ％ |
| 確　認 |
| □ホテル等に供する部分の容積率対象面積が建築物の容積率対象面積の１／２以上 |
| □ホテル等の一宿泊室の床面積（㎡）（定員１人：９以上、定員２人：13以上、定員３人以上： 5.5（定員－１）＋９以上） |
| 備　考 |
|  |

③　住戸数が２戸以下の住宅又は共同住宅の整備による緩和

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 基準容積率＋エ※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 | d |  | ％ |
| 確　認 |
| □商業地区の区域内において建築物の一部にホテル等：無 |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| 住宅の用途に供する部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 住宅の用途に供する部分の容積率 | エ |  | ％ |
| 確　認 |
| □住戸数が２戸以下 |
| □住戸専用部分の床面積が40㎡以上300㎡以下 | 住戸１専用面積  |  | ㎡ |
| 住戸２専用面積 |  | ㎡ |

|  |
| --- |
| 備　考 |
|  |

※①及び③のいずれにも該当する場合は、いずれか大きい方の数値を採用してください。

④　住宅等の整備による緩和（道路Ｃを前面道路とする敷地のみ対象）

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 基準容積率＋オ※指定容積率を超える場合は、指定容積率 |  | ％ |
| 確　認 |
| □商業地区の区域内において建築物の一部にホテル等：無 |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| 住宅等の用途に供する部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 住宅等の用途に供する部分の容積率 | オ |  | ％ |
| 確　認 |
| □住宅等は以下のいずれかの用途に該当　□住宅□共同住宅（ウィークリーマンション及びマンスリーマンションは除く。）□定住型住宅□高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅その他高齢者の居住の安定に資する住宅　□寄宿舎　□下宿 |

※①及び④のいずれにも該当する場合は、いずれか大きい方の数値を採用してください。

⑤　公共的屋内・屋外空間の整備による緩和

●容積率の最高限度等の確認

□①～③と併用しない場合

|  |
| --- |
| 最高限度（交流施設・文化施設、屋外空間）　※屋外空間のみの場合は本欄に記載 |
| 基準容積率＋（カ＋キ）※カ及びキの値がそれぞれ100％を超える場合は100％※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 |  | ％ |
| 最高限度（貫通通路・地下鉄連絡通路等、屋外空間） |
| 基準容積率＋（100％＋キ）　※キの値が100％を超える場合は100％※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 |  | ％ |

□①～③と併用する場合

|  |
| --- |
| 最高限度（交流施設・文化施設、屋外空間）　※屋外空間のみの場合は本欄に記載 |
| （a or b or c or d）＋（カ＋キ）　※カ及びキの値がそれぞれ100％を超える場合は100％※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 |  | ％ |
| 最高限度（貫通通路・地下鉄連絡通路等、屋外空間） |
| （a or b or c or d）＋（100％＋キ）※キの値が100％を超える場合は100％※基準容積率×1.2を超える場合は基準容積率×1.2 |  | ％ |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| ⅰ | 交流施設・文化施設の用途 |  |
| 交流施設・文化施設の部分の面積 | 　　　　 | ㎡ | 交流施設・文化施設の部分の容積率 | カ |  | ％ |
| ⅱ | 屋内貫通通路の幅員、高さ | 幅員 |  | ｍ | 高さ |  | ｍ |
| 地下鉄等の接続通路の接続先 |  |
| 屋内貫通通路、地下鉄等の接続通路の部分の面積 |  | ㎡ | 左記の部分の容積率 |  | ％ |
| ⅲ | 公共的屋外空間の面積 |  | ㎡ |  |
| (面積×基準容積率／敷地面積) | 　　　　㎡× 　　　％／　 　　㎡ | ＝ | キ |  | ％ |
| 確　認 |
| □ⅰ　交流施設・文化施設の部分の容積率が50％以上□ⅱ　道路と道路等を接続し、幅員４ｍ以上、かつ、高さ４ｍ以上（屋内貫通通路を設ける場合）□ⅱ　鉄道事業者等と協議済み（地下鉄等の接続通路を設ける場合）□ⅲ　公共的屋外空間の面積50㎡以上（地区計画に定める壁面の位置の制限の部分は除く。）□ⅲ　公共的屋外空間の面積×基準容積率／敷地面積の値が50％以上□ⅰⅱⅲ　日常一般に開放する旨を図面に明記 |
| 備　考 |
|  |

⑥　住宅等の整備による緩和

●容積率の最高限度等の確認

|  |
| --- |
| 最高限度 |
| 240％ |

●計画内容及び容積率の緩和条件の確認

|  |
| --- |
| 計　画 |
| 住宅等の用途に供する部分の容積率対象面積 | 　　　　 | ㎡ | 建築物の容積率対象面積の１／２ |  | ㎡ |
| 確　認 |
| □住宅等は以下のいずれかの用途に該当　□住宅□共同住宅（ウィークリーマンション及びマンスリーマンションは除く。）□定住型住宅□高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅その他高齢者の居住の安定に資する住宅　□寄宿舎　□下宿 |
| □住宅等に供する部分の容積率対象面積が建築物の容積率対象面積の１／２以上 |